

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
たるときは、そ
の翌日)

- 目次
- ◇規 則 河川法施行細則の一部を改正する規則
 - ◇告 示 鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則
 - ◇告 示 農業災害補償法による共済事業の実施の認可
土地の立入りの通知
 - ◇教 養 規 則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
 - ◇公 告 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
 - ◇公 告 甲種火災取扱取扱保安責任者試験及び乙種火災取扱取扱保安責任者試験の実施

規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十二号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

省令別 表第一 に係る もの	区分	備考
二級河川に係る特定水利使用	区	第三号
指定区域内の一級河川の特定水利使用以外の水利 使用で令第四十五條第二号に掲げるもの	分	第四号
その他の水利使用		第一号
二級河川に係る特定水利使用		第三号
指定区域内の一級河川に係るもので令第四十五條 第三号及び第四号に掲げる区分に係るもの		第三号
その他のもの		第一号

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十三号

鳥取県物品事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める物品の受払についてはこの限りでない。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

第十八条に次の一項を加える。
 前項ただし書の規定により物品を異動させる場合は、物品の引渡書により行なわなければならない。
 第五十一条第二項を削り、同条の次に次の一を加える。
 (帰属占有不動産の受人)
 第五十二条 其に帰属する占有不動産の受人は、帰属物品受人調書(様式第五十号)により行なわなければならない。
 前項に定めるものを除くほか、県に帰属する占有不動産の取扱いについては、知事が別に定めるところによる。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百十六号
 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十五条の第三項の規定による共済事業の実施についての認可をしたので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県知事 石 破 二 郎
 一 共済事業を実施する市町村名 赤碓町
 二 共済事業の実施区域 赤碓町の区域一円
 鳥取県告示第四百十七号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書

の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県知事 石 破 二 郎
 一 起業者の名称 日本鉄道建設公団
 二 事業の種類 智道線鉄道建設
 三 立ち入りとする土地の区域 八道郡智道町大字中原、尾見、大内、野原、毛谷、海坂、南方及び智道
 四 立ち入りとする期間 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉
 鳥取県教育委員会規則第五号
 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則
 鳥取県立学校管理規則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 第三十一条を次のように改める。
 (分校主任)
 第三十一条 分校に、分校主任をおく。
 2 分校主任は、その分校の校務について、全日制分校にあつては校長の定時制分校にあつては定時制主事の職務を補佐する。

3 分校主任は、当該分校の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。ただし、定時制分校にあつては、定時制主事をもつてこれに充てることができる。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
 昭和四十一年四月一日
 鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉
 鳥取県教育委員会規則第六号

別表中

鳥取県立高等学校	全日制課程	普通科	鳥取市立川町五丁目二〇番地	一、七〇〇	を
	専攻科	医科		五〇	
鳥取県立高等学校	全日制課程	普通科	鳥取市立川町五丁目二〇番地	一、七〇〇	に、
	専攻科	医科		五〇	
木子東高等学校	全日制課程	普通科	木子市神田町一〇七番地	一、五〇〇	を
	専攻科	医科		五〇	
	定時制課程(夜間)	普通科		二〇〇	
	専攻科	医科		二〇〇	

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条第二項に次のただし書を加える。
 ただし、境水産高等学校専攻科の修業年限は、二年とする。
 第六条の二を次のように改める。
 (分校主任)
 第六条の二 分校に、分校主任をおく。
 2 分校主任は、その分校の校務について、全日制分校にあつては校長の定時制分校にあつては定時制主事の職務を補佐する。

米子東高等学校	全日制課程 夜間課程 (夜間)	普通学科	普通科	米子市田町三〇七番地	一、五〇〇
		商業学科	普通科	"	一〇〇
日野商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	日野郡日野町風坂一、一〇九番地	二〇〇
		農業学科	園藝科	"	一三〇
			畜産科	"	一一〇
			家庭科	"	五〇
日野実業高等学校 矢野分校	定時制課程	商業学科	商業科	日野郡日南町矢野一、一六四番地の二	一六〇
		農業学科	園藝科	"	一六〇
日野商業高等学校	夜間課程	商業学科	商業科	日野郡日野町風坂一、一〇九番地	二〇〇
		農業学科	園藝科	"	一三〇
水風分校	夜間課程	商業学科	商業科	日野郡日野町風坂一、一〇九番地	二〇〇
		農業学科	園藝科	"	一三〇

注 記
この表は「公報」の田から選ばれる。

公 告

火災損取補法 (昭和25年法律第149号) 第31条第3項に規定する
甲種火災損取扱保安責任者試験及び乙種火災損取扱保安責任者試験を次の
とおり実施する。

昭和41年4月1日

鳥取県知事 石 敏 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火災損取扱保安責任者試験

乙種火災損取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火災損取扱に関する法令

一般火災学

イ 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和41年5月15日 (日曜日)

午前9時から午後1時まで

(2) 試験の場所 倉占市上井

鳥取県立倉占産業高等学校

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

(1) 受験願書

火災損取補法施行規則 (昭和25年通商産業省令第88号) 別表第

15の様式によること。

(2) 履歴書

火災損取補法施行規則別表第16の様式によること。

(3) 写真

手札型台紙付とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、そ

の裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(4) 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願

書の所定の箇所にはりつけること。この場合、捺印した
いこと。

5 受験願書受付期間

昭和41年4月1日から昭和41年4月30日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。